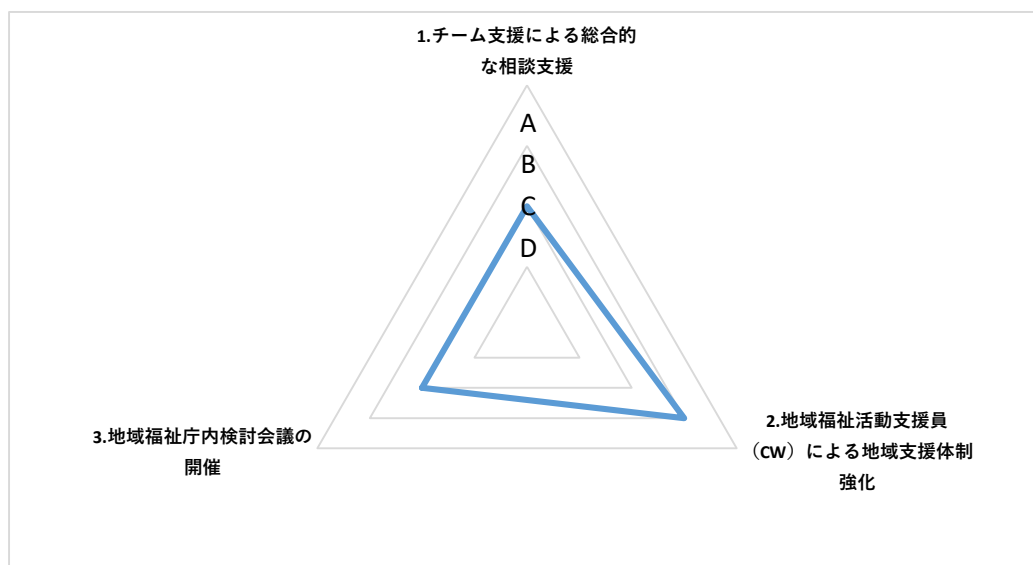


1 - (1) 支援チームによる支援体制の整備



基本計画におけるR7年度評価

- ・「1. チーム支援による総合的な相談支援」の取組については、中学校区ごとに配置する総合相談支援員、地域福祉活動支援員、地区担当保健師、地域活動支援員の4職種で構成する支援チームのそれぞれが業務を行うなかでキャッチした各地域が抱える個別課題・地域課題の共有と解きほぐしに向けた検討を行いました。また、「えしこに」の活動や役割について広く周知を行うことを目的として、「ふれあいの里総合相談支援センターニュース」を定期的に発行し、関係機関や地域に配布するとともに市ホームページにも掲載しました。
- ・「2. 地域福祉活動支援員 (CW) による地域支援体制強化」の取組については、中学校区ごとに地域福祉活動支援員を配置し、各地区社協等と協働した協議のほか、各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に参加することで地域での協議の場づくりを進めました。
- ・「3. 地域福祉庁内検討会議の開催」の取組については、地域“つながる”福祉プランの全取組担当課及び市社協で本推進委員会での報告内容や、各課の取組における課題について協議を実施しました。また、移動支援に関して、庁内関係課で情報共有を行いました。

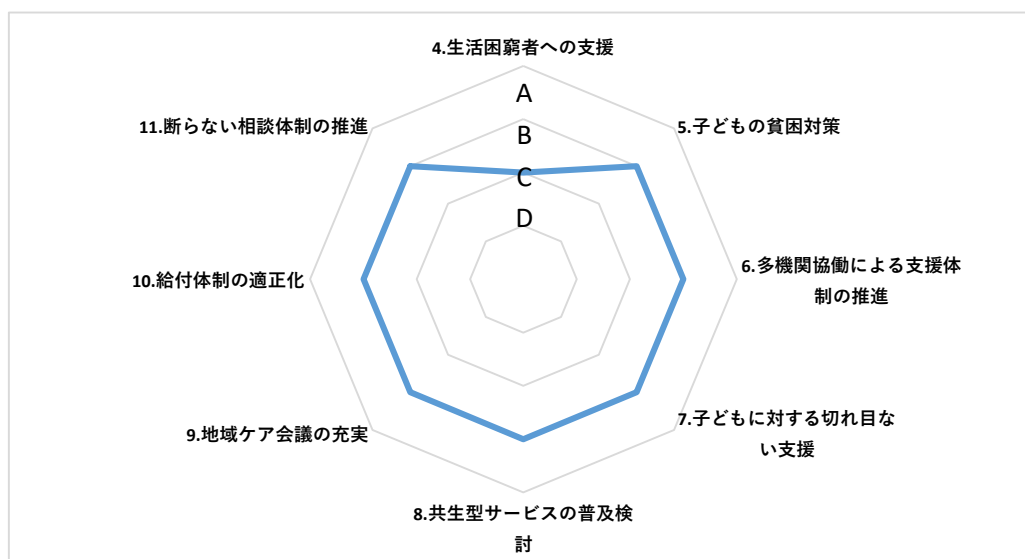
R8年度に向けての方針

- ・「1. チーム支援による総合的な相談支援」の取組については、R7年度のチーム支援定例会議では、情報共有の側面が強かったため、今後共有した情報から、各チーム員ができることを整理し、実際の支援に向けて課題の分析や地域ぐるみの仕組みづくりに取り組みます。
- ・「2. 地域福祉活動支援員 (CW) による地域支援体制強化」の取組については、引き続き、各地区社協と協働した協議の場や地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に地域福祉活動支援員が参画し、地域が抱える課題について、情報共有と地域での協議や活動の促進をめざします。
- ・「3. 地域福祉庁内検討会議の開催」の取組については、引き続き本推進委員会の開催に向けた協議を実施するとともに、全市的な福祉課題の解決に向けて部局横断的に関係各課と連携して支援策の検討を進めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内 (R11年度まで) に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

1－（2）分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供



基本計画におけるR7年度評価

・「5. 子どもの貧困対策」の取組については、学習支援事業である「こども☆みらい塾」アンケートを実施し、保護者・子どもともに学習意欲の向上を実感しているということが判明したことから、学習支援としての効果を果たしていることが分かりました。また、9割を超える高い満足度を鑑みれば、安心できる居場所としての機能も果たしていると評価することができます。

・「6. 多機関協働による支援体制の推進」の取組については、重層的支援会議を開催し、課題が複雑化・複合化し分野が横断するケースについて支援の役割分担等を行いました。

・「7. 子どもに対する切れ目ない支援」の取組については、1年生アドバイザーが保育施設等を訪問し、小学校への引き継ぎや情報提供の方法等について助言をすることで、小学校が充分準備をして新入生を迎えられたケースが多く見られました。

・「9. 地域ケア会議の充実」の取組については、地域ケア会議の内容や進め方等について各地域包括支援センターと綿密な意見交換を行い、会議内容の充実・強化に重点を置くとともに、R6年度の各地域包括支援センターからの提言をもとに、移動支援や身寄りのない高齢者等への支援など具体的な取組につなげました。

・「11. 断らない相談体制の推進」の取組については、新規採用職員に対して、断らない相談や対人援助についての研修を実施しました。また、福祉保健部内の相談対応業務に従事する職員を対象に福祉窓口等における相談対応についての研修を行い、相談対応力の向上に努めました。

R8年度に向けての方針

・「4. 生活困窮者への支援」の取組については、相談者との信頼関係構築に時間を要しプラン作成に至らないケース等もみられるため、職員が相談者に更に寄り添えるようスキルアップを図るとともに、訪問や関係機関との連携により支援を継続します。

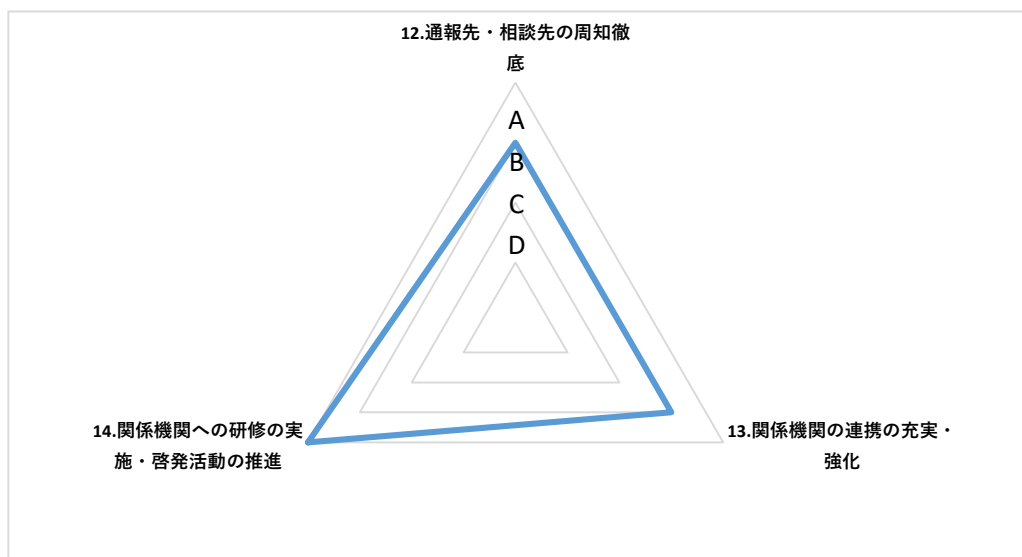
・「8. 共生型サービスの普及検討」の取組については、今後も事業所からの相談に対し、情報提供等の対応を行っていきます。

・「10. 給付体制の適正化」の取組については、引き続き原課監査へ同行し、給付の適正化に努めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

1－（3）虐待やDVから守るための支援



基本計画におけるR7年度評価

・「12. 通報先・相談先の周知徹底」の取組については、いずれの分野でも相談先の周知活動を行いました。特に子育ての分野では、児童虐待、子育てやヤングケアラー等に関する相談先を、子育て・教育施設及び公民館等にリーフレットやポスター等を配布し、市ホームページやよなごっこポータルサイトにも掲載し、周知しました。また、児童虐待に関する相談先のリーフレットを全小中学校児童生徒に、ヤングケアラーチャット相談のカード・はがきを市内全中学校生徒及び全高校生年齢相当者に配布しました。

・「13. 関係機関の連携の充実・強化」の取組については、虐待疑い事象への対応に関し、必要に応じて個別ケース会議を開催しました。適切な援助を行うため関係機関と方針や役割分担を検討し、連携・連絡強化のためフロー図を作成しました。

・「14. 関係機関への研修の実施・啓発活動の推進」の取組については、研修会や児童虐待防止オレンジリボンたすきリレー等の啓発事業を実施し、多くの受講者と参加者がありました。研修後のアンケートでは理解度や有用性の面で高い評価を得ました。

R8年度に向けての方針

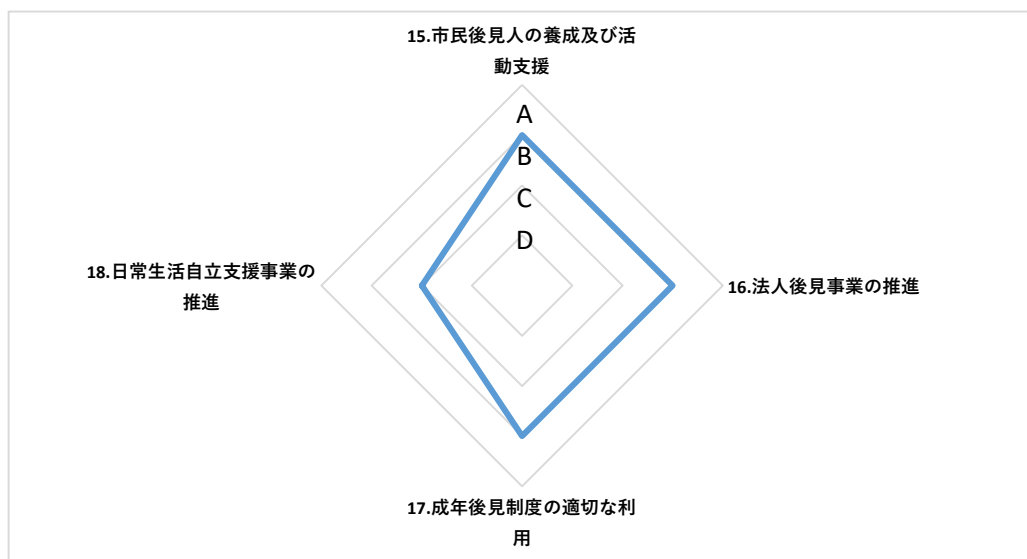
・「12. 通報先・相談先の周知徹底」の取組については、様々な機会を捉えて、虐待の通報先、子育て、介護及びヤングケアラー等に関する相談先の周知を継続して行います。

・「13. 関係機関の連携の充実・強化」の取組については、虐待予防・防止、虐待疑い事象の早期発見・早期対応のため、引き続き関係機関との連携の充実・強化を図ります。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

1 - (4) 権利擁護の推進



基本計画におけるR7年度評価

- ・「15. 市民後見人の養成及び活動支援」の取組については、市民後見人養成講座を実施し、25名が修了しました。また、修了者と現役の市民後見人との意見交換や情報提供を目的とした「市民後見人のつどい」を開催しました。
- ・「16. 法人後見事業の推進」の取組については、日常生活自立支援事業利用者で成年後見に移行したケースを継続して受任しており、制度や支援方法について理解を深めました。
- ・「17. 成年後見制度の適切な利用」の取組については、成年後見制度の一次相談窓口として相談対応を行い、必要に応じ市長申立てを実施したほか、権利擁護の相談についても関係機関と連携して支援を行いました。

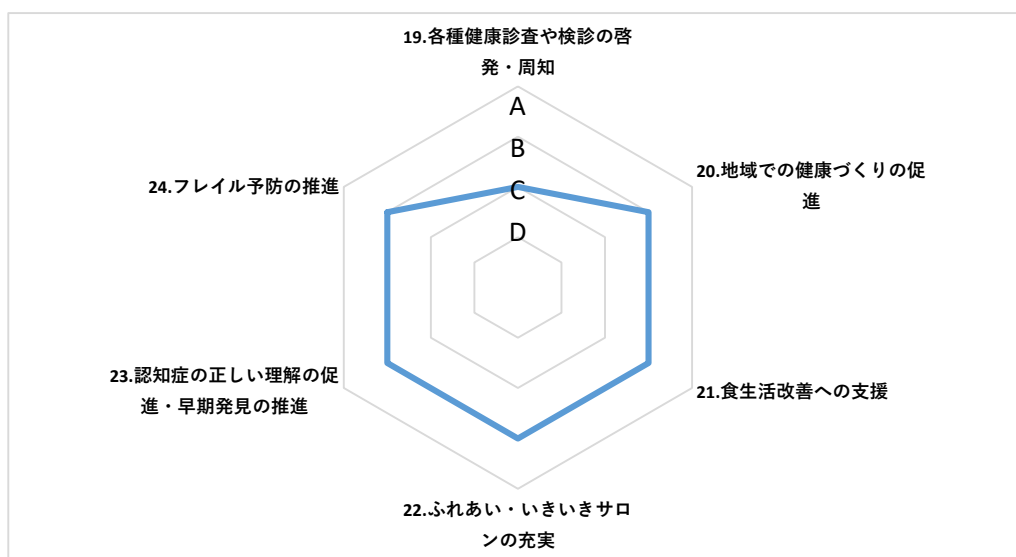
R8年度に向けての方針

- ・「15. 市民後見人の養成及び活動支援」の取組については、市民後見人として活動している方と市民後見人養成講座受講者が交流し、実際の活動につながるようになりました。「市民後見人のつどい」を引き続き開催し、活動者数の増加を図ります。
- ・「16. 法人後見事業の推進」の取組については、一般社団法人権利擁護ネットワークほうきの団体社員として受任しながら経験を蓄積するほか、後見業務を担当できる人材の育成、支援の質の向上のため、市民後見人養成講座の受講職員を毎年増やしていきます。
- ・「17. 成年後見制度の適切な利用」の取組については、引き続き成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し、市長による後見人選任の申立て等、支援を行います。
- ・「18. 日常生活自立支援事業の推進」の取組については、R7年度は2件の新規契約がありました。待機者については、家計管理が必要なケースは家計改善支援事業につなぐ等、本事業以外の対応方法の検討や支援を行いました。引き続き関係機関と情報共有し、訪問、電話、ケース会議参加等により待機解消または課題解決に努めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

1－（5）心身の健康づくり・健康寿命の延伸



基本計画におけるR7年度評価

- ・「21. 食生活改善への支援」の取組については、男の料理教室等、各種教室に加え、公民館における健康相談時や健康増進普及月間キャンペーン等、様々な機会を捉えて、健全な食生活の実施につながる知識の普及を行いました。
- ・「22. ふれあい・いきいきサロンの充実」の取組については、サロンへの健康づくりに係る講師派遣や、サロン情報交換会で得た情報を活動の参考とすることで、高齢者の健康づくりを促進しました。
- ・「23. 認知症の正しい理解の促進・早期発見の推進」の取組については、地域や小学校での認知症サポーター養成講座開催に加え、市主催の講座の開催や、市職員、民間企業を対象とした講座を行いました。
- ・「24. フレイル予防の推進」の取組については、フレイル度チェックの回答数は年々増加しており、健康と判定された者の割合も増加する等、全体として改善傾向にあります。また、委託事業者及び地域包括支援センターによるフレイル度チェック結果に応じた個別訪問を通じて、自らの健康状態に関心を持つ機会の創出等、フレイル予防の行動化につなげました。

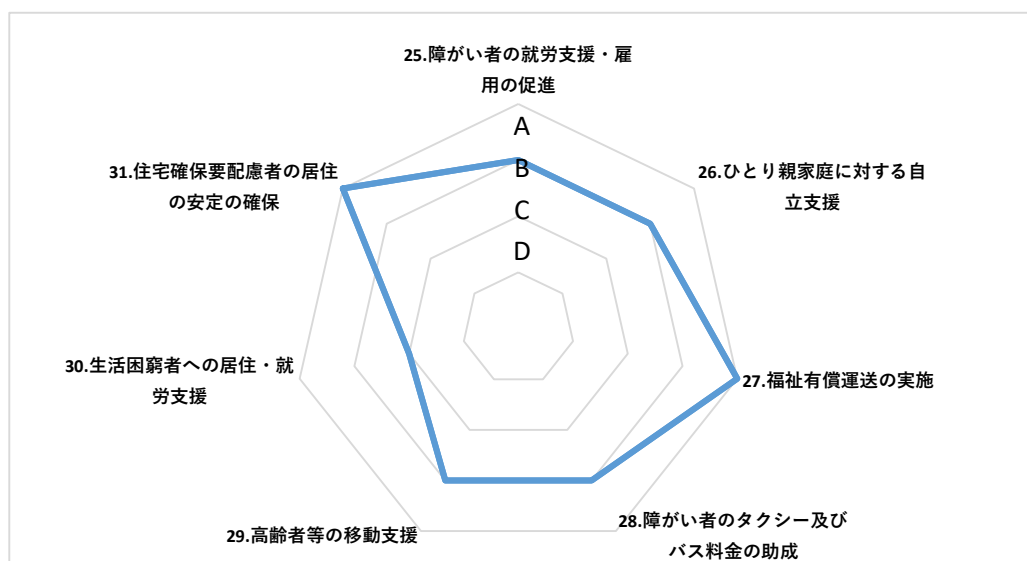
R8年度に向けての方針

- ・「19. 各種健康診査や検診の啓発・周知」の取組については、公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」による啓発動画を市内サイネージ10箇所、一部医療機関、リモート運動体験で放映するほか、保健所共催でがん啓発イベントを実施しました。受診率向上に向けて、引き続き各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行い、幅広く啓発を行います。
- ・「20. 地域での健康づくりの促進」の取組については、健康相談、健康教育に加え、健康増進キャンペーンを市内3会場で実施したところ、178名の来場があり、健康チェック等を行いました。引き続き市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援できるよう地域の特性に合わせた保健活動を実施します。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

1－(6) 居住・就労・移動手手段の確保支援



基本計画におけるR7年度評価

- ・「26. ひとり親家庭に対する自立支援」の取組については、自立支援に向けたプランを作成し、支援を行いました。
- ・「27. 福祉有償運送の実施」の取組については、R7年度に米子市福祉有償運送運営協議会と鳥取県西部地域福祉有償運送運営協議会の統合を行いました。更新事業者に影響を及ぼすことなく運営協議会を開催し、審査を行いました。
- ・「28. 障がい者のタクシー及びバス料金の助成」の取組については、タクシーチケット助成事業及び路線バス半額化について、手帳交付時に案内を行う等、対象の方への周知を行い利用の促進を行いました。
- ・「31. 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保」の取組については、R7年10月に米子市居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者への支援体制を整えました。

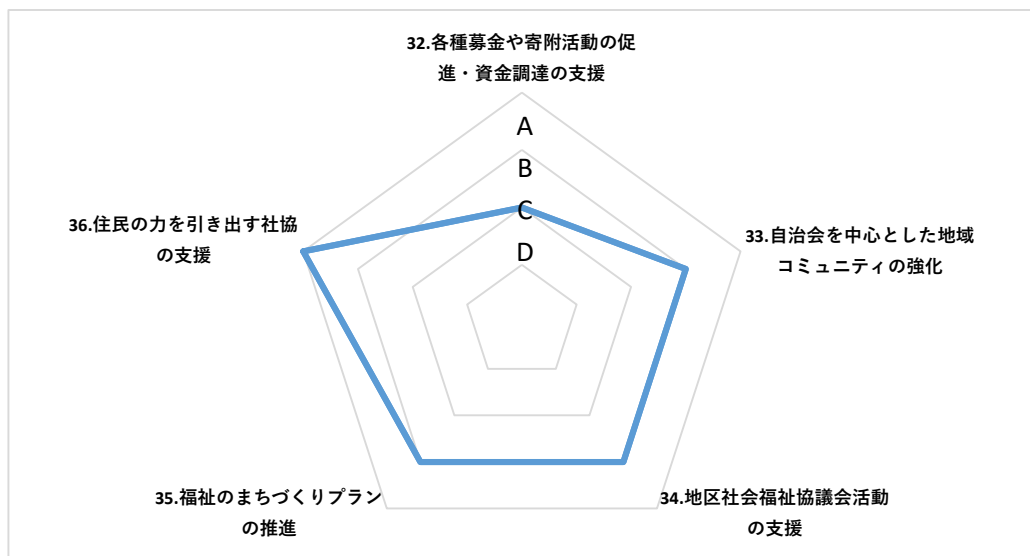
R8年度に向けての方針

- ・「25. 障がい者の就労支援・雇用の促進」の取組については、特別支援学校での相談会や移行支援会議参加のほか、就労継続支援事業所等の訪問時に、一般就労への移行について働きかけを行いました。福祉的就労を希望する特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、引き続き学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携を図ります。
- ・「29. 高齢者等の移動支援」の取組については、高齢者の通院や買い物等の移動手手段を確保できるよう住民活動等によるボランティアの協力を得て、鳥取県内初となる訪問型サービスD事業が開始しました。引き続き、担い手の拡大に向けた移動支援ボランティア養成講座の実施や、実施団体増加に向けた周知を図ります。
- ・「30. 生活困窮者への居住・就労支援」の取組については、一般就労、障がい者枠就労に至るケースもあれば、就労までに職場体験、トライアル雇用、職業訓練校受講等、様々な支援を要するケースがあるため、ハローワーク等関係機関と連携し、就労に向けた支援を行いました。また、住まいの確保については住宅確保給付金制度の活用を中心に相談支援を行いました。引き続き、必要な事業を組み合わせ、就労や住まいの確保に向けて一元的な支援を行います。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－（7）地域を支える住民活動・団体活動の促進



基本計画におけるR7年度評価

- ・「34. 地区社会福祉協議会活動の支援」の取組については、地区社協会長連絡会を通し、米子市介護予防・生活支援総合事業や、訪問型サービスDを活用した買物支援事業についての情報共有、地区社協補助金の在り方についての意見交換等を行いました。また、各地区で行われる事業や、今後の地区社協への財源支援を含めた活動について検討する機会となりました。
- ・「35. 福祉のまちづくりプランの推進」の取組については、福祉のまちづくりプランを夜見地区と五千石地区で新たに作成することができました。
- ・「36. 住民の力を引き出す社協の支援」の取組については、住民や活動者の想いに寄り添い、事業実施に結び付けられるよう、助言や情報提供を繰り返し行うことで、多胎児サークルおさがり会等、新たな活動の立ち上げを複数行うことができました。

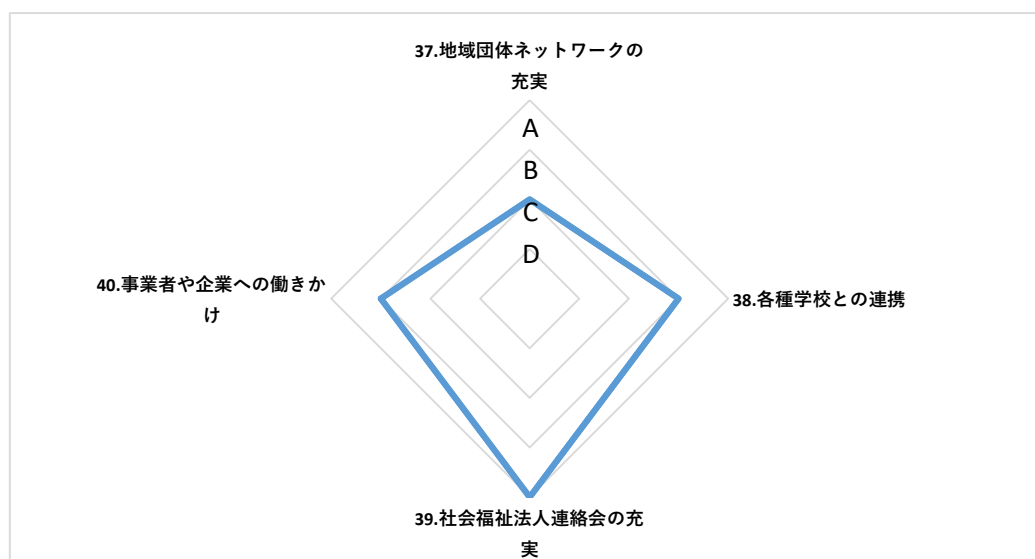
R8年度に向けての方針

- ・「32. 各種募金や寄附活動の促進・資金調達の支援」の取組については、二次元コードによる寄附の導入や、他事業者と協力イベント時に絵本の再利用ブースを設けて寄附を受け付ける取組を開始しました。今後は効果測定を行いながら、より寄附しやすい仕組みづくりに努めます。
- ・「33. 自治会を中心とした地域コミュニティの強化」の取組については、自治会内の回覧にLINEを活用するなど、デジタル化を進めている自治会による情報交換会を開催しました。情報交換会で共有された内容を踏まえ、その後、市内全域を対象とした研修会を実施し、自治会活動の発展や継続支援につなげました。自治会を中心とした地域のつながりが持続できるよう支援を継続します。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－（8）官民協働・福祉以外の分野との協働



基本計画におけるR7年度評価

・「38. 各種学校との連携」の取組については、関西学院大学との協定事業を活用し、オンラインにて学識経験者と協議を行うことで、地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進に関する知見を得ました。また、各種学校での福祉教育への協力を通じて、第2期米子市地域“つながる”福祉プランの周知を図るとともに、各種学校との連携・協力により、フレイル予防に関する各種イベントを実施しました。

・「39. 社会福祉法人連絡会の充実」の取組については、初めて法人間での視察研修を実施し、他分野への理解を深めるとともに、法人間の連携・協働の促進につながりました。また、地域お助けネットワークよなご活用の手引きについては、冊子の配布に加え、各加入法人のホームページやSNS等へ掲載することで、普及啓発に努めました。こうした取組により、地域お助けネットワークよなご事業が、ふれあい・いきいきサロンやこどもの居場所づくり活動など、幅広い地域活動に活用されました。

R8年度に向けての方針

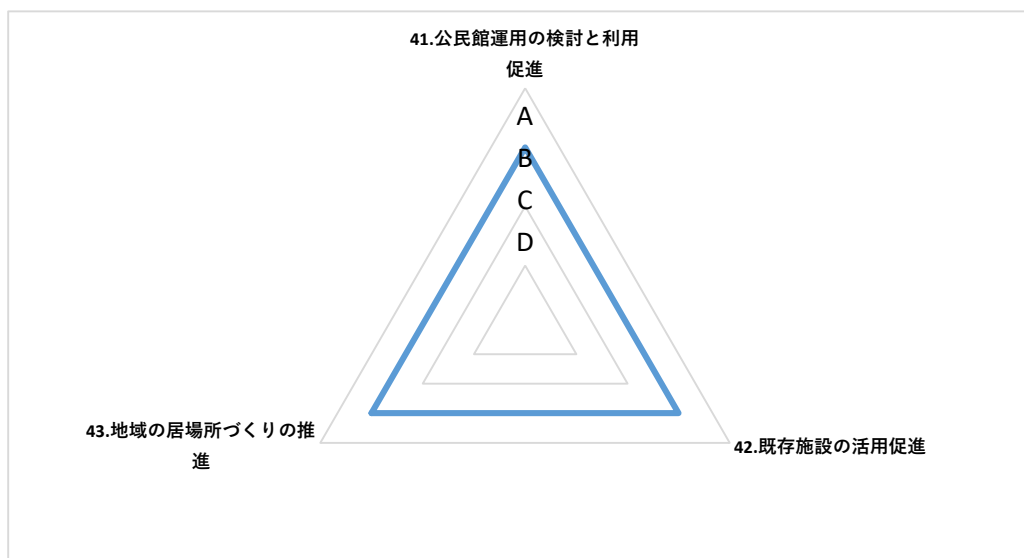
・「37. 地域団体ネットワークの充実」の取組については、約半数の地区で協議の場を開催・参加し、地域課題の共有を行いました。課題を解決するまでには至らなかったことから、今後は関係機関と連携しながら、開催方法や会議の効果的な活用方法について検討を進めます。

・「40. 事業者や企業への働きかけ」の取組については、後藤ヶ丘・加茂地区包括ケアシステム連絡会によるひとり親家庭を対象とした料理教室など、地域課題に対して法人が連携して取り組む活動が生まれました。今後は、これらの事例を情報発信するなど、より多くの事業者・企業が地域福祉活動に参画・協力できるよう、積極的な働きかけを行います。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－（9）地域福祉・住民交流の拠点の整備



基本計画におけるR7年度評価

- ・「41. 公民館運用の検討と利用促進」の取組については、新任公民館職員研修のほか、全職員を対象とした救命救急講習や広報研修等を実施し、職務能力の向上を図りました。
- ・「42. 既存施設の活用促進」の取組については、米子市児童文化センターにて幼児や保護者を対象とした「子育ておしゃべり会」や「親子で外遊び」を開催しました。また児童館においては「児童館まつり」や「三世代交流会」を開催し、地域住民同士の交流機会となる活動を行いました。
- ・「43. 地域の居場所づくりの推進」の取組については、活動者の負担軽減につなげるためにサロン支援を積極的に行いましたが、代表者の疾病や高齢化を理由に廃止するサロンもありました。地区社協等が主催で開催した子ども服の譲渡会では、地域の役員と来場した親子との関わりが促進され、地域交流・多世代交流の貴重な機会となりました。

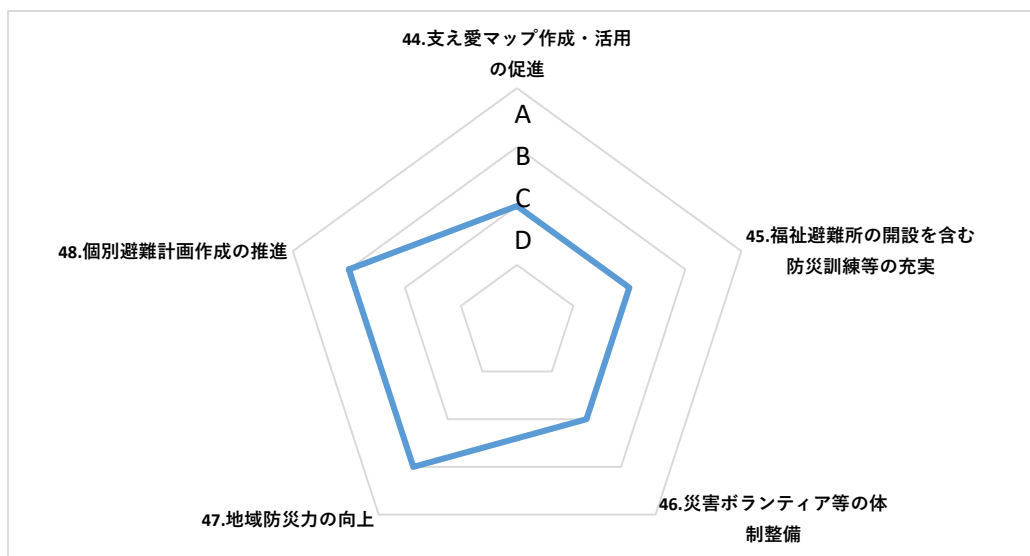
R8年度に向けての方針

- ・「41. 公民館運用の検討と利用促進」の取組については、各種イベントの開催情報を発信する方法として、公民館だよりやホームページ、インスタグラム等を活用しました。また、13館の公民館ではSNSの公式アカウントを作成、地域福祉活動支援員（CW）が関わる公民館で実施するイベントについては市社協のSNS等を通じて周知を行う等、ICTを活用した情報発信に注力しました。今後も様々な手段を用いて地域のみなさんに参加意欲をもっていただけるよう働きかけを行います。
- ・「42. 既存施設の活用促進」の取組については、地域活動支援センターの事業を通じて地域交流の機会を増やすことができました。引き続き地域活動支援センターの活動について広く周知を図り、住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。
- ・「43. 地域の居場所づくりの推進」の取組については、子ども食堂等の食材の提供元となる協力企業の新規開拓には至りませんでした。民間企業と連携した県下一斉フードドライブへの参加や、フードバンクポストの増設により食材回収体制を拡充しました。今後も子どもの居場所について活動の支援に努めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－(10) 災害に備えた支え合い体制の構築



基本計画におけるR7年度評価

- ・「45. 福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実」の取組については、災害用おむつ等の整備や、一般避難所における要配慮者の対応として簡易ベッドやパーティションメントの備蓄強化を行いました。また、災害時要配慮者を想定した防災訓練を実施しました。
- ・「47. 地域防災力の向上」の取組については、出前講座による活動支援、防災士と連携した防災訓練を実施しました。また、防災士のスキルアップを目的に防災スクールも開校しました。
- ・「48. 個別避難計画作成の推進」の取組については、R7年度の計画作成対象地区の希望者に対し、個別避難計画の作成を行いました。また、災害時の緊急受入協定の締結先施設及び避難先として協定締結先の施設を指定している者については、状況や環境の変化等を随時確認し、情報の更新や共有を行いました。

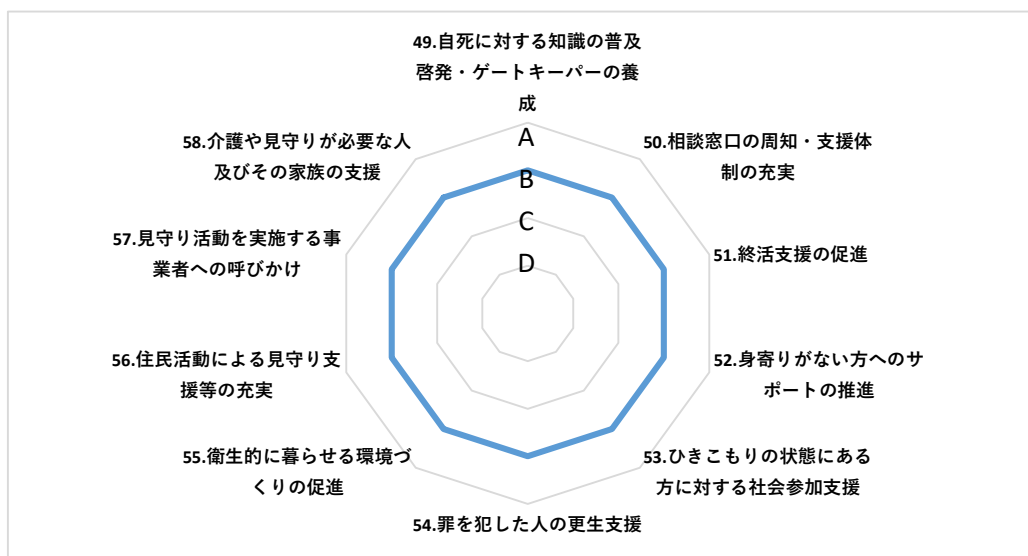
R8年度に向けての方針

- ・「44. 支え愛マップ作成・活用の促進」の取組については、マップ作成済みの自治会数は4自治会に留まりましたが、作成後の活用や更新に関する相談対応を行うとともに、その内容についてSNSを通じた情報発信を行いました。今後も、情報発信や地域における支え愛マップに関する研修会・啓発活動等を通じて、災害時の避難支援体制の構築が進むよう努めます。
- ・「45. 福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実」の取組については、福祉避難所近隣の一般避難所における要配慮者スペース確保のための施設状況確認が2件に留まったことから、今後は円滑に施設状況確認を実施できるよう、事前のスケジュール調整を行いながら取り組みます。
- ・「46. 災害ボランティア等の体制整備」の取組については、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練に向けて、他自治体で実施される訓練や研修会に参加し、情報収集や準備に努めました。今後は、関係機関と協議を進め、災害ボランティアセンターの活動マニュアルを基に、スペース確保や運営方針等について確認を行います。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－(11) 孤独・孤立を生まない仕組みづくり



基本計画におけるR7年度評価

- ・「50. 相談窓口の周知・支援体制の充実」の取組については、「若者」にはチラシ配布やポスター掲示、「労働者」には関係機関と連携して啓発チラシやカードの配布を行い、啓発活動を行いました。
- ・「53. ひきこもりの状態にある方に対する社会参加支援」の取組については、「こころの広場」を開催することで在宅療養中の精神障がい者の社会参加支援を行いました。
- ・「54. 罪を犯した人の更生支援」の取組については、米子市広報・ホームページ・デジタルサイネージ・SNSへの掲載、のぼり旗の掲出等、保護司会、更生保護女性会等の更生保護活動団体と連携し「社会を明るくする運動」の趣旨の啓発を行いました。
- ・「55. 衛生的に暮らせる環境づくりの促進」の取組については、既存福祉制度を活用する時間制限のないごみステーションの設置、福祉事業所敷地内へのごみステーションの設置、高齢者等のごみ出しが困難な世帯に対して自治会が行うごみ出し支援への補助を行いました。また、多様な主体による生活支援サービス「訪問型サービスB」を創設し、実施団体に対して補助を行えるよう整えました。
- ・「57. 見守り活動を実施する事業者への呼びかけ」の取組については、R7年度において新たに3事業所と協定を締結し、事業者による見守り活動を推進することができました。
- ・「58. 介護や見守りが必要な人及びその家族の支援」の取組については、認知症サポーター養成講座を地域や小学校での開催に加え、市主催での講座開催や市職員、民間企業を対象とした講座を実施し、認知症に対する理解促進と共に支え合う地域づくりの推進を図りました。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－(11) 孤独・孤立を生まない仕組みづくり

R8年度に向けての方針

・「49. 自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパーの養成」の取組については、地区公民館等でのミニ講座や講演会の開催を行うことで、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動を行いました。また、小中サミットを開催し、安心・安全な学校、楽しい学校にするための取組を行うことで、児童生徒がお互いに思いやり助け合う心情を育めるよう努めました。引き続き友人や家族等、周囲の悩みに気づき必要な支援につなぐ力を育てる活動を行います。

・「51. 終活支援の促進」の取組については、これからの生活や健康、終活について考えるきっかけとして「シニアのための人生設計フェア」の開催や、エンディングノートの書き方講座をサロンへの講師派遣メニューに追加する等、様々な場でエンディングノートの活用を促しました。今後も様々な地域活動の場で取組の紹介等の啓発を行います。

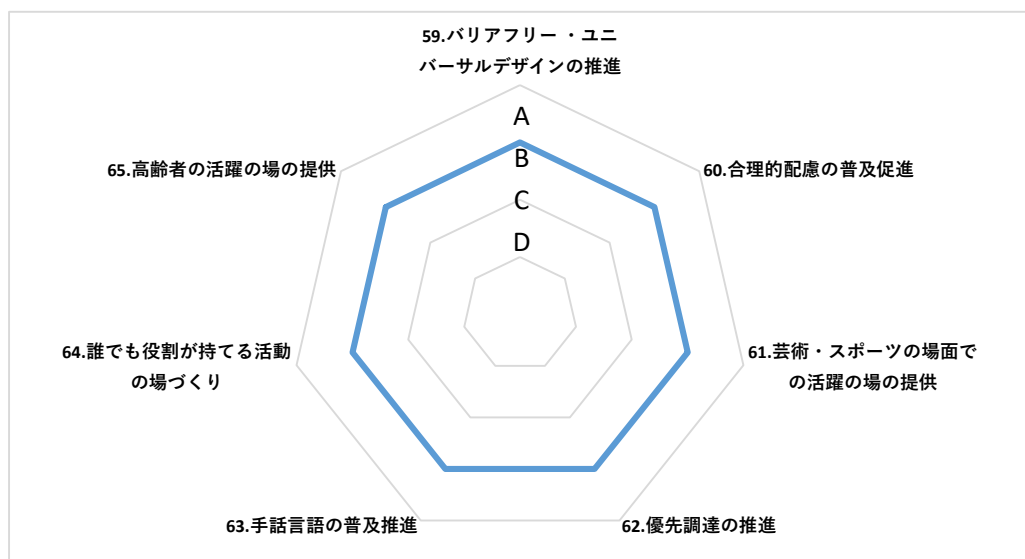
・「52. 身寄りがない方へのサポートの推進」の取組については、R7年11月より庁内検討会に関係機関を加えた「米子市身寄りのない高齢者等包括支援推進会議」として推進体制を強化するとともに、行政と多様な主体が連携した支援体制の構築に向けた検証を行うため、R7年12月より実証事業として「米子市身寄りのない高齢者等あんしんサポート事業」を開始しています。身寄りのない高齢者の支援を取り巻く課題の詳細について整理し、円滑な事業の本格実施に向けた体制を整備できるよう努めます。

・「56. 住民活動による見守り支援等の充実」の取組については、在宅福祉員活動が必要な背景や役割について在宅福祉員の地区別研修会で説明を行い、高齢者世帯の困りごとに気づいたら民生児童委員や地域包括支援センターにつないでもらえるよう働きかけを行いました。研修会等での意見交換を通じて得た気づきから、より充実した見守り援助活動となるよう努めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

2－(12) 誰もが活躍できる環境の整備



基本計画におけるR7年度評価

- ・「59. バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」の取組については、米子市バリアフリー推進協議会委員を含む障がい者団体関係者とよねぎバス本格運行に向けた試走を行う等、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めました。
- ・「62. 優先調達の推進」の取組については、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図り、利用者の工賃等の向上に寄与することができました。
- ・「63. 手話言語の普及推進」の取組については、手話言語の利用に向けた環境整備等、聴覚障がい者の情報保障の取組を実施するとともに、手話言語国際デーのライトアップイベント等関係団体と連携した普及啓発活動に取り組みました。また、米子市議会において、R8年3月定例会からテレビ放送に手話の映像を、インターネット配信には手話の映像及び字幕の表示を開始しました。
- ・「65. 高齢者の活躍の場の提供」の取組については、軽度生活援助事業の広報やシルバー人材センターの運営費補助を行うことで高齢者の雇用の拡大や生きがい増進を図りました。

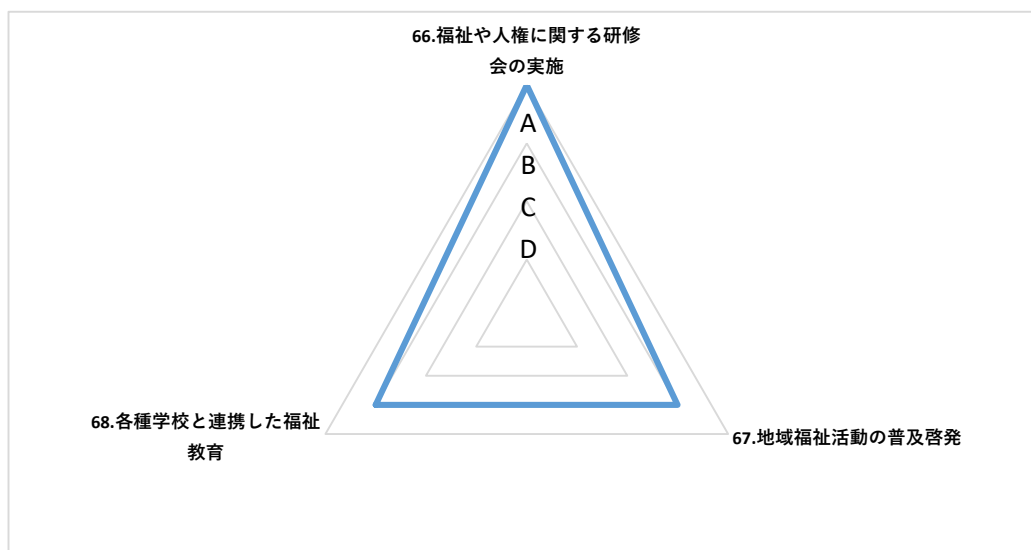
R8年度に向けての方針

- ・「60. 合理的配慮の普及促進」の取組については、研修を希望する民間事業者が少なかったため、昨年度に比較して実施回数は少なかったが、障がいがある方も暮らしやすい社会を実現するために引き続き市民や企業に広く啓発を行います。
- ・「61. 芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供」の取組については、「共に生きるアート展」初の試みとして市内の特別支援学校に出展を依頼したところ、県立米子養護学校での出展が叶い、多様な作品の出展につながりました。各種メディアによる周知を行った結果、昨年度を上回る観覧者数となったため、今後は更なる観覧者数の増加をめざして各種広報等に努めます。
- ・「64. 誰でも役割が持てる活動の場づくり」の取組については、関係機関から居場所についての相談を受けた際に受け入れ先として「ちょこっとボランティア」の紹介を行いました。引き続き、就労や社会参加に向けたきっかけとなるような機会の創出に努めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

3－(13) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進



基本計画におけるR7年度評価

- ・「66. 福祉や人権に関する研修会の実施」の取組については、人権や福祉に関する様々な研修の実施や、県主催の研修に講師として参画しました。市社協においても、市全体、地区、自治会単位などの機会や要望に応じて研修会を実施し、地域福祉意識の啓発を進めました。
- ・「67. 地域福祉活動の普及啓発」の取組については、市社協のインスタグラムのフォロワー数が449名増えたことにより、SNSによる活動やイベント周知に効果がありました。「米子市社会福祉大会」では200名を超える参加者があり、功労者表彰及び日本赤十字社鳥取県支部職員講師による災害時の取組についての講演会を行う等、福祉意識の啓発につながりました。
- ・「68. 各種学校と連携した福祉教育」の取組については、小学校や高校、市内養護学校や「te to te～つなぐん家～」の福祉教育への協力により福祉教育の推進を図り、併せて、福祉教育プログラム集の更新を行い、全小中学校へ配布しました。

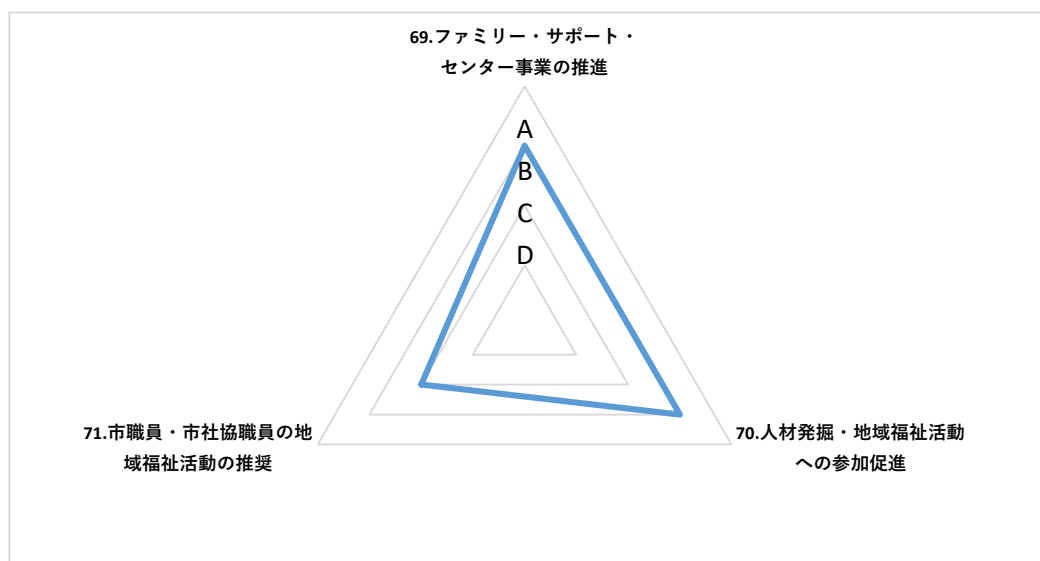
R8年度に向けての方針

- ・「67. 地域福祉活動の普及啓発」の取組については、民生児童委員協議会総会や学校への福祉教育の協力時に第2期米子市地域”つながる”福祉プラン（概要版）の配布や、公民館で第2期米子市地域”つながる”福祉プランの説明を行う等、計画の周知を図りました。今後も地域福祉への関心が深まるよう様々な機会を通じて周知します。
- ・「68. 各種学校と連携した福祉教育」の取組については、高校、大学、専門学校生がボランティア活動に参加できるように各種学校へボランティア情報誌の送付や訪問を行いました。今後も各種学校と連携し、高校、大学、専門学校生がボランティアに興味を持ち参加できるように体制づくりを行います。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

3－(14) 地域の人材発掘・育成



基本計画におけるR7年度評価

- ・「69. ファミリー・サポート・センター事業の推進」の取組については、センターと会員の連絡手段として、メールや公式LINEを導入しました。若い世代の認知度向上と利便性の確保に努めたことにより、援助会員不足が解消傾向にあります。
- ・「70. 人材発掘・地域福祉活動への参加促進」の取組については、地域活動のリーダーを対象に意見交換会を開催し、地区や活動領域を超えて、リーダーとして感じる課題等について意見交換を行いました。また、福祉教育授業を通じ、地域に目を向け、地域のためにできることは何か、を子ども達に考えてもらいました。
- ・「71. 市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨」の取組については、市職員の積極的な地域活動参加に向けて「地域かかわり隊」の周知や研修を実施しました。市社協においては、所内研修を通じ、地域活動の必要性や意義について共有を図りました。

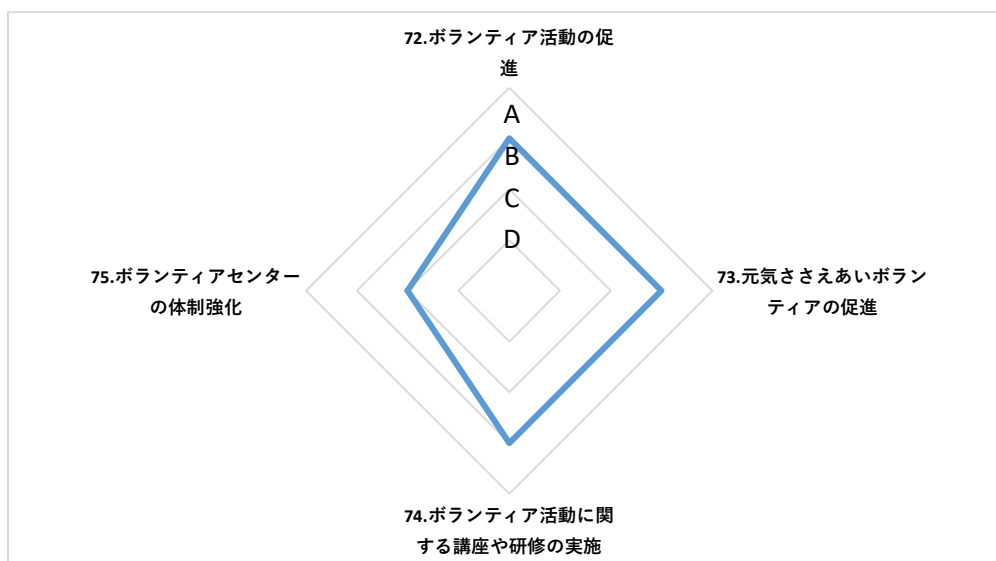
R8年度に向けての方針

- ・「69. ファミリー・サポート・センター事業の推進」の取組については、引き続き多様化する利用ニーズに対し迅速かつ柔軟な対応を行い、会員増加への取組を進めます。
- ・「70. 人材発掘・地域福祉活動への参加促進」の取組については、地域福祉活動の新たな担い手やリーダーとして活躍が期待できる人材育成を支援していきます。併せて、若い世代が地域福祉活動に興味を湧くような働きかけを行っていきます。
- ・「71. 市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨」の取組については、今後も地域活動サポーター制度「地域かかわり隊」の派遣を継続し、地域貢献を進めます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

3 - (15) ボランティア体制の充実



基本計画におけるR7年度評価

- ・「72. ボランティア活動の促進」の取組については、個人ボランティア登録者・登録団体数の増加に向けて取り組み、新規の個人ボランティア登録者数が45名増えました。また、団体交流会を実施することで、ボランティア団体の活動継続支援を行いました。
- ・「73. 元気ささえあいボランティアの促進」の取組については、公民館等の身近な場所で27回出張登録会を実施したことで「元気ささえあいボランティア」登録者数が36名増えました。
- ・「74. ボランティア活動に関する講座や研修の実施」の取組については、ボランティア入門講座や運動習慣講座等のレクリエーション講座を実施し、143名の参加がありました。講座終了後には実際の活動につながるよう活動先の紹介を行いました。また、SNSを活用し、講習会の案内や活動報告を行い、啓発にも力を入れました。
- ・「75. ボランティアセンターの体制強化」の取組については、SNS等の啓発活動や地域の方との関わりを持つ地域福祉活動支援員からの情報提供により、新規活動先が増加しました。

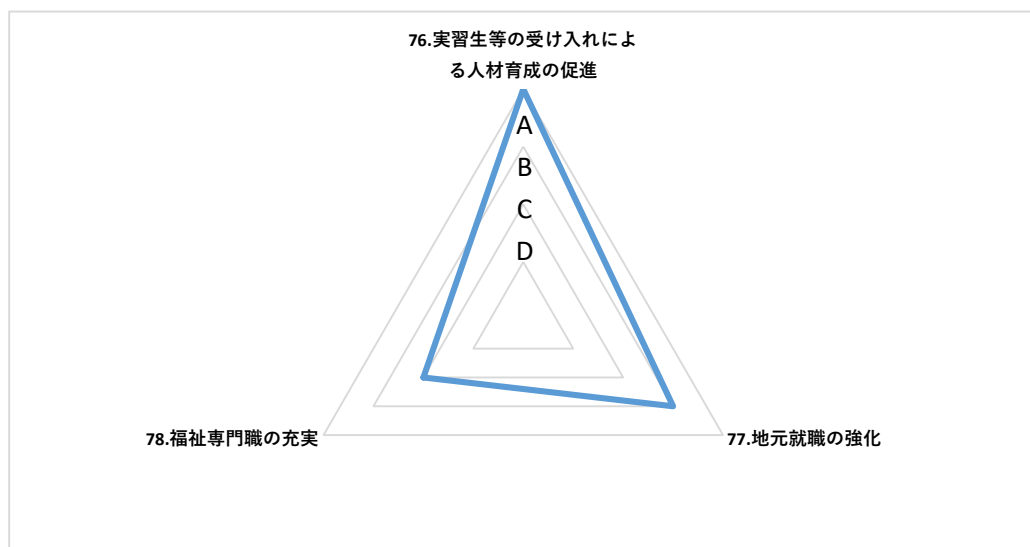
R8年度に向けての方針

- ・「73. 元気ささえあいボランティアの促進」の取組については、R7年度は若年層の登録者数増加を目的として「とっとり電子申請サービス」による申請を導入したものの、利用者がなかったため、引き続き若年層を含めた幅広い世代の登録者数増加に向け啓発活動を行います。
- ・「75. ボランティアセンターの体制強化」の取組については、ボランティアセンターが中心となり、福祉教育プログラムの充実や幼少期からのボランティアの心を育む活動を推進するため、福祉教育を推進するための協議の場の設置検討に向けた取組を進めていきます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手

3－(16) 福祉従事者の確保・育成



基本計画におけるR7年度評価

- ・「76. 実習生等の受け入れによる人材育成の促進」の取組については、看護師および保健師の実習生を17名受け入れたほか、社会福祉士をめざす大学生から個別に職場見学の依頼があったため対応しました。また、学生だけでなく医療専門職の受け入れも行うことで、より実践的かつ相互理解を深める機会となりました。
- ・「77. 地元就職の強化」の取組については、就職関連情報の配信をしているLINEアカウントの登録者数が増加しました。また、中学生を対象とした企業見学バスツアーの実施、米子高専生のための進路研究セミナーへ出展することで、米子で働くことの魅力をPRすることができました。
- ・「78. 福祉専門職の充実」の取組については、毎年度、夏に実施する人員体制・組織機構等の聴取りの中で、専門職の配置については意見聴取しています。市職員に必要とされる福祉部門の専門的知識の習得及び実務遂行能力向上のため、市町村アカデミー等の研修に参加しました。

R8年度に向けての方針

- ・「76. 実習生等の受け入れによる人材育成の促進」の取組については、実習等を通じて構築された関係性が実際の相談支援やケース対応における医療機関との連携強化にもつながっており、人材育成に留まらず地域の支援体制の向上にも寄与することができていることから、今後も継続して受け入れます。
- ・「77. 地元就職の強化」の取組については、福祉系の就職イベントへの参加を検討する上で、学生のニーズを把握するために学生に向けたアンケート実施について検討を行いました。今後は各種学校と相談しながら検討を進めていきます。
- ・「78. 福祉専門職の充実」の取組については、研修会の内容も併せて関係機関と協議を進めていきます。

【自己評価の基準】

A・・・取組の指標を達成した、顕著な取組がある B・・・計画期間内（R11年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる C・・・指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である D・・・未着手